京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者 上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程

地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、プロジェクトチームのチームリーダー及びサブリーダーが属する職制上の段階に応じる標準的な職は、管理者が別に定める。

	職制上の段階	標準的な	職
1	次長、技術長、監察監が属する職制上の段階	局	長
2	総括監察員、部長、室長、担当部長、経営ビジョン策定担当部長、	部	長
	経営政策担当部長、財務・防災担当部長、水質管理センター所長、		
	水道管路管理センター所長,鳥羽水環境保全センター所長が属する		
	職制上の段階		
3	主席監察員、技術監察員、副室長、課長、担当課長、防災・財産管	課	長
	理担当課長、コンプライアンス担当課長、人材育成担当課長、業務		
	管理担当課長、料金・システム企画担当課長、京北分室担当課長、		
	所長(水質管理センター所長,水道管路管理センター所長,鳥羽水		
	環境保全センター所長を除く。)、副所長、場長、吉祥院支所長が属		
	する職制上の段階		
4	課長補佐、所長補佐、担当課長補佐が属する職制上の段階	課長補	佐
5	係長、担当係長、支所長(吉祥院支所長を除く。)が属する職制上	係	長
	の段階		
6	主事が属する職制上の段階	主	事
7	1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係	員

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)